

後援会連絡所	〒323-0807 小山市城東3-14-5 0285-20-5000	発行責任者	渡辺 雅照
ホームページ	<a href="http://www.tvoyama.ne.jp/yamanoi.takashi/">http://www.tvoyama.ne.jp/yamanoi.takashi/</a>	編集者	山野井 孝
メールアドレス	yamanoi.takashi@tvoyama.ne.jp	発行日	2016年7月11日

日頃からの皆様のご支援に、心より感謝申し上げます。

市民が安心して暮らせる小山市をめざして、取り組んでまいりますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

平成28年第2回小山市議会定例会が6月2日から24日の日程で開催され、議案16件が原案通り可決されました。

また、陳情4件のうち、1件は採択、1件が一部採択となり、残り2件は不採択となりました。

また、本会議初日には、議員提出による4回目の『角田良博議員に対する辞職勧告決議』を提出、賛成多数で可決されました。



## 【主な議案】

### <学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について>

学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月より施行され、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになりました。小山市では、福良小・梁小・延島小及び絹中を統合し、小山市立絹義務教育学校を平成29年4月に開校するとともに、梁小の閉校による共同調理場の移設等に伴い、関係条例に所要の改正をするための条例です。

改正される条例は『小山市立小学校及び中学校設置条例』をはじめ、13条例にのぼります。

その中に『小山市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正』が含まれています。

これまで『小山市立絹学校給食共同調理場』でつくっていた『梁小』『福良小』『延島小』の分を、使用していなかった『小山市立萱橋小学校給食共同調理場』として整備し『小山市立絹義務教育学校』の6年生までの分を配送、7～9年生の分はこれまで通り、桑中にある『小山市立小山北学校給食共同調理場』から配送するとのことでした。

私を含めて何人かの議員から、小山市立絹義務教育学校としてスタートするのだから、1～9年生全員が自校でつくった同じ給食を食べられるようにすべきとの意見がありましたが、執行部は、調理場を整備する場所がないとか費用が掛かりすぎるといった答弁でした。既に、萱橋小、桑中での準備が進んでいるので、来年度からの実施は無理にしても、いずれは自校での調理に切り替えて行けるように意見を申し上げていきたいと思っております。

### <小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について>

地区計画制度は、様々なまちの問題点を身近にとらえ、よりよい生活環境づくりのため、住民と行政が協力し合ってまちづくりを進めていくもので、計画づくりにあたっては、地区の皆さんが考えるまちづくりの方向性を大切にしながら、行政との協働で考えていくシステムです。

現在、小山市には26の地区で地区計画が決定されており、整備が進められています。今回の改正は『もみじ山地区』『思川西部地区』の地区計画決定に伴うもので、整備にあたって

- (ア) 建築物の用途の制限
- (イ) 建築物の敷地面積の最低限度
- (ウ) 壁面の位置の制限（外壁の後退距離）
- (エ) 建築物の高さの最高限度
- (オ) 建築物の容積率の最高限度
- (カ) 建築物の建ぺい率の最高限度

をそれぞれ定め、制限をしていくものです。



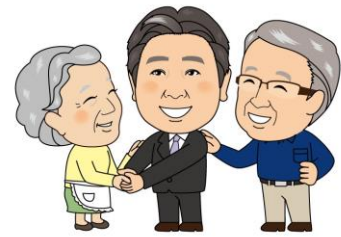
## 【陳情の審査】

### ＜陳情第28-3号 『川の日を国民の祝日に定めること』を求める意見書に関する陳情書＞

川の恩恵を享受していることに感謝し、川の大切さを考え直すきっかけの日となるよう、川の日を国民の祝日に制定することを求める意見書を、国の関係機関等に提出してほしいとの内容のものです。

建設水道常任委員会の審査では、小山市も思川をはじめとする川の恩恵を受けているので採択すべき、祝日が増えれば子供たちが喜ぶと思うので採択すべき、という意見がありました。

私は、本陳情が栃木県内だけで県外には何の働きかけも行っていないことなど課題が多いので、継続審査にすべきとの意見を申し上げましたが、賛成多数で採択と決まりました。



### ＜陳情第28-4号 災害救助法に基づく『住宅の応急修理』制度相当の

#### 金銭的助成及び今後の被災者支援を考慮した条例制度の要望について＞

昨年9月の台風18号等の大雨による被害に対して、災害救助法に基づく「住宅の応急修理」制度相当の金銭的助成として、大規模半壊世帯、半壊世帯、自営業及び自営業兼住宅への対応をお願いするとともに、今後の災害発生時における被災者支援に万全を期すべく、金銭的支援制度を盛り込んだ条例等の制定を、市に対して要望する内容のものであります。

総務常任委員会の審査では『栃木市の条例であるような国や県の制度に頼らずとも被災者への金銭的支援ができるよう、条例等の制定により今回の被災者及び今後災害が発生した場合の被災者支援制度を制定していただきたい』という部分については理解できるとして、一部採択との意見が出ました。他の要望については、市としてできるだけの支援を行っているとして、採択は難しいとの意見が出ました。また、他の議員からは、陳情者の話を聞く機会を設けるべきなので、継続審査にすべきとの意見が出ましたが、採決の結果、一部採択に決しました。

### ＜陳情第28-5号 災害に関わる住家の被害認定の公平な取り扱いについて＞

昨年9月の台風18号等の大雨による被害において、不公平な認定と判断できる地域があることから、半壊と認定された家屋についても、大規模半壊もしくは、大規模半壊と同等の扱いを求める内容のものであります。

総務常任委員会の審査において、被害の認定については最初の調査結果を基準とすべきであり、不平等さを生じさせないようにするために、不採択でやむを得ないとの意見と、陳情者から話を聴くために継続審査にすべきとの意見がありましたが、採決の結果は不採択と決まりました。

### ＜陳情第28-6号 平成27年9月の台風18号等による大行寺・立木地区実証委員会による 実証報告書（全37頁）の信憑性について＞

昨年9月に発生した関東・東北豪雨災害において、大行寺・立木地区実証委員会が採用したデータと、陳情者が入手したデータに違いがあり、それにより検証結果も変わってくると考えられるので、真のデータを把握し、再度検証を実施してほしいとの内容のものであります。

建設水道常任委員会の審査では、実証報告書の信憑性については第三者がしっかりと検証したものであり、不採択としてよいのではないかと、との意見が出されました。

私は執行部の対応も注視し、議会としては継続審査にすべきと意見しましたが、賛成多数で不採択に決まりました。

## 【市政相談】

美しが丘公園北側駐車場に面した市道の北側にある空き地の雑草が伸び放題で、道路までせり出してしまい車両のすれ違い時に危険なので、除草してもらいました。

